

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月13日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井 由 崇

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条」に改める。

第18条第1項中「6箇月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げる理由に類する理由その他広域連合長が別に定める理由があったとき。

第28条を削り、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条中「第27条から前条まで」を「前3条」に改め、同条を第30条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）前にした

行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。